

令和5年度滋賀県犯罪被害者等支援推進計画関連施策

1 平穏な生活への復帰支援

(1) 総合的支援体制の整備と情報提供・相談体制の充実

No.	施策(事業)名	施策(事業)の概要	令和5年度実績・成果	(千円)	
				当初予算額	担当課
				R5	
ア 関係機関・団体の連携、協力による総合的な支援体制の整備					
(ア)総合的支援					
1	① 犯罪被害者等支援推進協議会の設置	国、県、市町ならびに関係機関・団体の65団体で構成される犯罪被害者等支援推進協議会は、総会、幹事会、実務担当者会議を開催する。 総会等で必要な協議および連絡調整を行う。	総会 1回（令和5年6月 書面開催） 実務担当者会議（令和5年11月 SATOCO設立10周年記念イベント） 総会は、台風接近に伴う悪天候のため開催を見合わせ、書面による決議としたが、当年度中に1機関、1団体が新規加入した。	0	県民活動生活課
2	② 犯罪被害者等支援コーディネーターの配置	専門的知識を持った支援コーディネーターを公益社団法人おうみ犯罪被害者支援センターに配置し、被害直後からの迅速的確な支援計画を策定するとともに、関係機関と連絡調整を行い、途切れのない支援を実施する。	専門的知識を有する支援コーディネーターを配置し、被害者に寄り添った途切れのない支援を実施した。 支援計画策定件数 75件	4,027	県民活動生活課
3	③ 犯罪被害者総合窓口による相談支援	犯罪被害者等のニーズに即した支援を、早い段階から適切に行うため、犯罪被害者総合窓口を設置し、犯罪被害者支援アドバイザーによる犯罪被害者等への情報提供、関係機関への橋渡し、付添支援等を公益社団法人おうみ犯罪被害者支援センターに委託する。	犯罪被害者総合窓口を設置し、警察や関係機関との連携の下、被害直後から適切な情報提供や電話相談、付添支援などを行った。 総合窓口 相談支援件数 1,821件	4,484	県民活動生活課
4	④ 犯罪被害者サポートテレホン相談による相談支援	被害者等が直面する多岐多様な問題に対する公的機関や団体への「橋渡し」を行い、「切れ目のない支援の輪」による、よりきめ細やかな被害者支援体制の充実と被害者等の立場を踏まえた電話相談を実施する。	公益社団法人おうみ犯罪被害者支援センターに業務委託し、犯罪被害者等からの電話相談を行うことにより犯罪被害者等の被害の回復、軽減を図るとともに、よりきめ細やかな被害者支援体制の充実を図った。 ・相談件数 1,000件	1,989	警察県民センター

令和5年度滋賀県犯罪被害者等支援推進計画関連施策

1 平穏な生活への復帰支援

(1) 総合的支援体制の整備と情報提供・相談体制の充実

No.	施策(事業)名	施策(事業)の概要	令和5年度実績・成果	(千円)	
				当初予算額	担当課
				R5	
5	⑤ 警察における犯罪被害相談	・犯罪等による被害の未然防止等に関する相談に応じる窓口として警察県民センターを設置し、電話相談については警察安全相談電話(＃9110)、および公益社団法人おうみ犯罪被害者支援センターに委託している「犯罪被害者サポートテレホン(077-521-8341)」により対応する。 ・家庭や友達、いじめ等の青少年に関する相談、少年の非行からの立ち直り支援に関する相談については、大津少年サポートセンター(077-521-5735)、米原少年サポートセンター(0749-52-0114)で対応する。 FM滋賀ラジオ放送、県警ホームページ、被害者の手引等のリーフレット、県との合同による県内各地での出張パネル展等により積極的な広報活動を実施する。	・警察安全相談電話(＃9110) 相談件数:993件 ・犯罪被害者サポートテレホン 相談件数:1,000件 ・性犯罪被害相談電話 相談件数:112件	2,131	警察県民センター
			令和5年度中、39件の相談を受理し、関係機関との連携や情報共有、立ち直り支援等の対応を実施 ・内訳1:少年1件、保護者31件、他7件 ・内訳2:非行17件、学校7件、家庭5件、他10件	2,364	少年課
6	⑥ 捜査段階における被害者の負担軽減対策	・被害者支援要員による事件発生直後の早期危機介入による支援を実施する。 ・被害者支援要員に対する専門的な研修を実施する。	被害者支援要員(52人)に対する講習会および犯罪被害者遺族による講演を実施した。	26	警察県民センター
7	⑦ 警察における適切な情報提供	・小冊子「被害者の手引」を作成配付する。 ・外国語版(英語・ポルトガル語)や交通事故被害者向けの手引を作成配布する。 ・県警のホームページ上に掲載し紹介する。 ・適宜、情報提供が必要な犯罪被害者等には、警察庁作成の広報用パンフレット「警察による被害者支援」「犯罪被害給付制度のご案内」を配付する。	「被害者の手引」を配布し、被害者等への説明等に活用した。 県警のホームページに被害者の手引、同外国語版(英語・ポルトガル語・中国語・韓国語)や交通事故被害者向けの手引を掲載し周知を図った。	0	警察県民センター
8	⑧ 社会生活の変化に対応した相談環境の整備	内閣府の実施しているSNSで相談できるキュアタイムの周知等を実施する。	性犯罪・性暴力被害相談窓口SATOCOの周知啓発物品のポケットティッシュの中にキュアタイムのQRコードを記載したものを配布し、SATOCOの周知とともに周知啓発に努めた。	0	県民活動生活課 他
9	⑨ 市町と民間被害者支援団体との連携強化	住民にとって身近な生活支援施策を行う市町と被害者支援に対して経験やノウハウを持った民間被害者支援団体との連携の重要性を伝え、個別に協定を締結していただけるよう促す。	市町担当者へ公益社団法人おうみ犯罪被害者支援センターとの連携の重要性を説明し、個別に連携を結んでいただけよう依頼。R5では追加で4市町が協定を締結。(計13市町)	0	県民活動生活課

令和5年度滋賀県犯罪被害者等支援推進計画関連施策

1 平穏な生活への復帰支援

(1) 総合的支援体制の整備と情報提供・相談体制の充実

No.	施策(事業)名	施策(事業)の概要	令和5年度実績・成果	(千円)	
				当初予算額	担当課
				R5	
10	⑩ 大規模事案等への対応	同時に多数の死傷者が生じるなど大規模な事案等が発生した際に、犯罪被害者等支援を円滑に行うため、経験や事例を参考に各機関と連携して対応を図る。	警察県民センターと公益社団法人おうみ犯罪被害者支援センターと定期的に三者会議を実施し、情報共有をしながら連携を図った。	0	県民活動生活課
			突発重大事件やその他死傷者多数事案発生時における被害者支援の流れを時系列でまとめた「犯罪被害者支援マニュアル」を作成し、全警察職員に周知を図った。	0	警察県民センター
(イ)性暴力・配偶者暴力・ストーカー被害、女性の被害に対する支援					
11	⑪ 性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖(SATOCO)による総合的ケア	滋賀県産科婦人科医会、公益社団法人おうみ犯罪被害者支援センター、滋賀県警察、滋賀県の4者連携により、性暴力被害者に総合的なケアをワンストップで実施する。24時間ホットライン、産婦人科医療、相談、付添支援など	性暴力被害者の支援に特化し、24時間ホットラインをはじめとした総合的ケアを行う「性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖(SATOCO)」による支援を行った。 SATOCO 相談支援件数 2,190件	16,057	県民活動生活課
			左記四者と連携を図り、定期的な会議等を開催し、運用や課題等について情報共有を図るとともに、性犯罪被害にかかる検査費用等の公費負担を適切に行った。	0	警察県民センター
			令和5年度の警察が認知したサトコ案件は30件で、23件は被疑者検挙済み、被害申告の意思なく受診のみ希望したケースが4件、同意の上の性交であるが受診を希望したケースが1件、虚偽通報や事件ではないケースが2件。	0	捜査第一課

令和5年度滋賀県犯罪被害者等支援推進計画関連施策

1 平穏な生活への復帰支援

(1) 総合的支援体制の整備と情報提供・相談体制の充実

No.	施策(事業)名	施策(事業)の概要	令和5年度実績・成果	(千円)	
				当初予算額	担当課
				R5	
12	② 警察における性犯罪被害者への適切な対応	事件担当課に女性警察官を配置し、被害者が希望する性別の警察官で対応する。 被害者の精神的負担軽減を図り、捜査を適切かつ強力で推進するため、令和5年度から、警察署の刑事課等で勤務する警察官のうちから適当な者を「性犯罪指定捜査員」に指定し体制を強化。	—	0	警察県民センター
			年度初めに各署の刑事課員、女性警察官に対する被害認知時の適切な被害者対応要領等について教養を実施。6月には各署から選抜した警察官に対し、性犯罪捜査に特化した専科教養を警察学校において1週間実施し、適切な被害者対応等について教養を実施した。	0	捜査第一課
13	③ 配偶者暴力相談支援センターにおける相談支援	県内に3箇所配偶者暴力相談支援センターを設置し、DVの相談に対応している。 ①中央子ども家庭相談センター 077-564-7867 ・電話相談：月～金曜日の毎日 8:30-22:00 ・来所相談(要予約)：月～金曜日 9:15-16:00 ②彦根子ども家庭相談センター 0749-24-3741 ・電話相談：月～金曜日 8:30-16:00 ・来所相談(要予約)：月～金曜日 9:15-16:00 ③男女共同参画センター 0748-37-8739 ・電話相談、面接(面接は要予約) ：火・水・金曜日～日曜 9:00-12:00、13:00-17:00 木曜日 9:00-12:00	県内に3箇所配偶者暴力相談支援センターを設置し、DVの相談に対応している。 ①中央子ども家庭相談センター 077-564-7867 ・電話相談：月～金曜日の毎日 8:30-22:00 ・来所相談(要予約)：月～金曜日 9:15-16:00 ②彦根子ども家庭相談センター 0749-24-3741 ・電話相談：月～金曜日 8:30-16:00 ・来所相談(要予約)：月～金曜日 9:15-16:00 ③男女共同参画センター 0748-37-8739 ・電話相談、面接(面接は要予約) ：火・水・金曜日～日曜 9:00-12:00、13:00-17:00 木曜日 9:00-12:00	14,216	子ども家庭支援課
14	④ 警察におけるストーカー事案への適切な対応	ストーカー事案に対して、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」等に基づき、警告、禁止命令、援助、検挙措置等、適切に対応する。	—	0	生活安全企画課
			令和5年中、ストーカーに関して書面警告18件、禁止命令33件、事件検挙41件を実施したほか、被害者から「住所または居所が知られないようにするための措置」「行為者の氏名および連絡先の教示」などの援助申出等を受理し、適切な対応をした。	285	捜査第一課

令和5年度滋賀県犯罪被害者等支援推進計画関連施策

1 平穏な生活への復帰支援

(1) 総合的支援体制の整備と情報提供・相談体制の充実

No.	施策(事業)名	施策(事業)の概要	令和5年度実績・成果	(千円)	
				当初予算額	担当課
				R5	
15	⑤ 滋賀県女性等を犯罪等から守るネットワーク	県と県警相互の情報共有と連携強化を図るとともに、各警察署単位において市町、県、県警の顔の見える関係構築のための担当者会議を開催する。	令和5年度における運営会議、担当者会議は未開催であったことから、県と警察本部間で担当者検討会を実施した。	0	県民活動生活課
			令和5年度における運営会議、担当者会議は未開催であったことから、県と警察本部間で担当者検討会を実施した。	0	生活安全企画課
(ウ)子どもの被害・児童虐待被害に対する支援					
16	① 子ども家庭相談センターにおける相談対応	中央子ども家庭相談センター内に24時間対応できる電話相談体制を整備し、夜間・休日等でも連絡・相談に対応している。 24時間対応相談電話:077-562-8996	夜間・休日等でも対応できる体制を整備することで、速やかな対応が可能となった。 令和5年度実績:1,862件	17,444	子ども家庭支援課
17	② 市町要保護児童対策地域協議会(児童虐待防止ネットワーク)の活用	要保護児童に対し、関係機関が連携して一体となって対応するため、要保護児童対策地域協議会を設置し、効果的な対応を図る。	市町における要保護児童対策地域協議会(要対協)の構成員として、医療機関や園・学校等と連携した情報共有、家族の支援、見守りを行った。	16,107	子ども家庭支援課
18	③ 少年サポートセンター等における相談対応	・大津および米原少年サポートセンターにおいて、被害少年に対する相談に応じる。 大津少年サポートセンター 077-521-5735 米原少年サポートセンター 0749-52-0114	(再掲) 1-(1)-ア-(7)-⑤	2,364	少年課
19	④ スクールカウンセラー等活用事業	全ての公立小・中学校、県立高等学校にスクールカウンセラーを配置・派遣し、児童生徒へのカウンセリング、教職員・保護者への助言・援助、職員研修会での指導助言などを行い、学校におけるカウンセリング機能の充実を図る。	小学校35校、中学校全96校、義務教育学校全2校と県立高等学校全46校に101名のスクールカウンセラーを配置。令和5年度は、児童生徒・保護者・教職員から37,572件の相談と、883回の校内研修を実施。スクールカウンセラーが関わった不登校児童生徒1,161名の内696名(59.9%)の状況が好転した。また、学校内の教育相談体制の充実につながった。なお、小学校は重点配置校の数値。	175,370	幼小中教育課

令和5年度滋賀県犯罪被害者等支援推進計画関連施策

1 平穏な生活への復帰支援

(1) 総合的支援体制の整備と情報提供・相談体制の充実

No.	施策(事業)名	施策(事業)の概要	令和5年度実績・成果	(千円)	
				当初予算額	担当課
				R5	
20	⑤ 私立学校におけるスクールカウンセラー設置(配置)に対する支援	滋賀県私立学校振興補助金において、スクールカウンセラー設置(配置)校に補助金を増額して配分する。	カウンセラーを配置する私立学校に対して、補助金を交付した。 高等学校 7校:5,400千円 中学校 4校:3,600千円	3,558,743	子ども若者政策・私学振興課
21	⑥ 心の教育相談センター等における相談対応	・滋賀県心の教育相談センター 不登校児童生徒や保護者に対し、来所や電話による相談を受け付け、専門的なカウンセリングを行う。 児童生徒が在籍する学校に対して連携する機会を設定し助言を行う。 また、県内の相談機関や教育支援センター等関係機関と連携し、情報交換を行うとともに、ホームページ等で活動内容を広報する。	相談者の状況に応じた適切な相談や学校等関係機関との連携により、多くのケースで不登校の状況が改善した。令和5年度は、来所相談を受けた高校生のうち85.5%の生徒が、学校復帰やより適切な進路選択をすることができた。 対応の状況(令和5年度延べ数) 相談総数 740人(内訳:来所相談267人、電話相談473人) 学校等関係機関連携数 485人	13,146	幼小中教育課
22	⑦ 学校問題行動対策連絡会議(スパック会議)の活用	滋賀県問題行動対策連絡会議(県スパック会議)開催 連携機関:県警少年課、総務部私学・大学振興課、健康医療福祉部子ども青少年局、教育委員会生涯学習課、同保健体育課、同幼小中教育課 事務局会議と、拡大会議を開催 関係各課の情報交換や対応事項の協議を行う 問題行動に対して具体的な学校支援を行う ・各学校におけるスパック会議 個々の事例に対応するため、県スパック会議とも連携し、児童生徒への多面的な支援を検討する。	滋賀県問題行動対策連絡会議(県スパック会議)開催 連携機関:県警少年課、総務部私学・大学振興課、健康医療福祉部子ども青少年局、教育委員会生涯学習課、同保健体育課、同幼小中教育課 年1回の事務局会議と、年1回の拡大会議を開催 関係各課の情報交換や対応事項の協議を行う 問題行動に対して具体的な学校支援を行う ・不登校児童生徒の学びや居場所の確保に対する各課の取組等を共有した。	0	幼小中教育課

令和5年度滋賀県犯罪被害者等支援推進計画関連施策

1 平穏な生活への復帰支援

(1) 総合的支援体制の整備と情報提供・相談体制の充実

No.	施策(事業)名	施策(事業)の概要	令和5年度実績・成果	(千円)	
				当初予算額	担当課
(工)社会的に不利な立場にある方の被害に対する支援					
23	① 社会的に不利な立場にある方の被害に対する支援	障がい者や外国人などの社会的に不利な立場にある方に対する支援については、関係機関等と連携を図りながら一人ひとりの事情に配慮した相談支援を行うよう努める。	総合窓口を公益社団法人おうみ犯罪被害者支援センターに委託し、一人ひとりの事情に寄り添った相談支援を行った。	0	県民活動生活課
24	② 障害のある人に対する支援	障害のある人の財産や権利を保護し、自己決定の尊重を図るため、成年後見制度の周知・啓発を行うとともに、地域の権利擁護支援体制のネットワーク構築を推進し、意思決定支援や成年後見制度の利用促進を進める。 また、虐待の未然防止や早期発見、対処方法、再発防止等を図るため、滋賀県障害者権利擁護センターでの相談、関係機関による連携体制づくりや研修を進めるとともに、事例検討などを行い、通報の受理や調査、一時保護を行う市町の取組を支援する。	・権利擁護支援・成年後見制度専門相談 6件 ・成年後見制度実務研修会 1回 参加者数39名 ・権利擁護支援・成年後見制度利用促進協議会 1回	2,000	障害福祉課
25	③ 地域包括支援センターを通じた高齢者支援	市町が設置する地域包括支援センターにおいて、高齢者やその家族からの相談への対応のほか、高齢者の虐待問題への対応が適切に行われるよう、市町および地域包括支援センターの職員を対象とした研修や情報交換会を開催し、その資質向上を支援します。	地域包括ケアシステムを効果的に機能させるための地域ケア会議についての市町間傍聴を実施した。また、市町および地域包括支援センターの職員を対象とした家族介護者支援に関する研修および情報交換会を開催した。	1,250	医療福祉推進課
26	④ 滋賀県高齢者権利擁護支援センターによる支援	高齢者の権利擁護が適切に行われるよう、滋賀県高齢者権利擁護支援センターにおいて、高齢者虐待、成年後見制度の相談・啓発を行うとともに、成年後見制度の利用促進を図ります。	(1)高齢者虐待対応・養護者支援・成年後見相談事業 ・相談件数 42件 (2)高齢者虐待・成年後見啓発事業 ・高齢者虐待防止セミナー 1回 参加者数:56名 (3)人材育成事業 ・高齢者虐待対応研修会 実務編相当(2日間)延べ参加者数:91名	4,720	医療福祉推進課

令和5年度滋賀県犯罪被害者等支援推進計画関連施策

1 平穏な生活への復帰支援

(1) 総合的支援体制の整備と情報提供・相談体制の充実

No.	施策(事業)名	施策(事業)の概要	令和5年度実績・成果	(千円)	
				当初予算額	担当課
(オ)交通事故被害に対する支援					
27	① 交通事故相談所における相談対応	<p>大津本所と彦根分室で相談員(3名)が交通事故相談に応じる。</p> <p>◆県立交通事故相談所大津本所 面接・電話相談 077-528-3425 月～金曜日(土・日・祝日・年末年始を除く) 9:00-12:00 13:00-16:00</p> <p>◆県立交通事故相談所彦根分室 面接相談 火・木曜日(土・日・祝日・年末年始を除く) 9:00-12:00 13:00-16:00 電話相談 0749-27-2230 月～金曜日(土・日・祝日・年末年始を除く) 9:00-12:00 13:00-16:00</p> <p>※文書相談も可能 ※巡回相談については、各相談所に電話予約をする。</p>	<p>令和5年 交通事故相談件数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大津本所 97件、彦根分室 51件 ・面接相談 24件(16.2%) ・電話相談 124件(83.8%) ・文書相談 0件(0.0%) <p>・相談内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 賠償額の算定16件 示談の仕方63件 過失程度13件 自賠責保険請求等9件 債務不履行0件 訴訟調停の利用1件 賠償責任者1件 労災・社会保険の使用3件 示談解決後の変更取消1件 各種福祉施設の利用0件 生計の維持0件 各種援護措置の利用1件 身体障害者の更生0件 その他40件 	331	道路保全課
イ 犯罪被害者等を支える人材の養成					
28	① 犯罪被害者等支援関係者研修会等の開催	<p>市町犯罪被害者等支援主管課長会議等における研修会を開催し、担当職員の資質の向上を図る。</p>	<p>市町担当者に向けて1/25と1/26の2日間にわけて公益社団法人おうみ犯罪被害者支援センターの方による「性犯罪被害に遭った子どもへの支援に関する研修」を実施。</p> <p>SATOCO設立10周年イベントと併せて開催し、SATOCOに関する知識、理解を深めるとともに、マスコミに公開してSATOCOの周知を図った。</p>	14	県民活動生活課
				15	警察県民センター
29	② 犯罪被害者支援従事者育成事業	<p>相談員育成事業への補助</p>	<p>SATOCOの人材育成にかかる研修への財政支援を実施。公益社団法人おうみ犯罪被害者支援センターが支援活動員養成講座を開催。</p>	486	県民活動生活課

令和5年度滋賀県犯罪被害者等支援推進計画関連施策

1 平穏な生活への復帰支援

(1) 総合的支援体制の整備と情報提供・相談体制の充実

No.	施策(事業)名	施策(事業)の概要	令和5年度実績・成果	(千円)	
				当初予算額	担当課
				R5	
30	③ 民間被害者支援団体の人材育成研修に対する支援	公益社団法人おうみ犯罪被害者支援センターの相談員に対する研修の財政支援を実施する。	SATOCOの人材育成にかかる研修への財政支援を実施。	486	県民活動生活課
		公益社団法人おうみ犯罪被害者支援センターの相談員に対する研修に講師を派遣する。	2回の研修会にそれぞれ講師1人を派遣した。	0	警察県民センター
31	④ 警察職員に対する研修	県警察学校において初任科・初任補修科生や、各級昇任試験の合格者、刑事・交通など専務員への任用科生、さらには専門教育を施す各専科生に対して、被害者支援の教養を実施する。	県警察学校において、犯罪被害者支援の重要性、被害者支援に係る公費負担制度やカウンセリング制度、関係機関団体との連携について教養を実施し、警察職員の実務能力の向上を図った。	0	警察県民センター
32	⑤ 性暴力被害者支援のための関係職員研修会の開催	関係機関が講師を担当し、SATOCO研修会を開催する。性暴力被害者支援に対する理解を深め、資質の向上を図る。	9/23に滋賀医科大学の教授を講師として招いて「男性の身体、男性の生理、男性の性被害」の題目でSATOCO研修会を開催した。	30	県民活動生活課
			9/23に滋賀医科大学の教授を講師として招いて「男性の身体、男性の生理、男性の性被害」の題目でSATOCO研修会を開催した。	0	警察県民センター
33	⑥ 子ども家庭相談センター、市町等関係職員の資質向上のための研修	関係者向けセミナーや市町職員等への研修を実施する。	関係者向けセミナーや市町職員等への研修を実施した。児童福祉 司任用前講習会等:のべ参加人数:940名 アセスメント・プランニングシート研修:のべ参加人数67名	528	子ども家庭支援課

令和5年度滋賀県犯罪被害者等支援推進計画関連施策

1 平穏な生活への復帰支援

(1) 総合的支援体制の整備と情報提供・相談体制の充実

No.	施策(事業)名	施策(事業)の概要	令和5年度実績・成果	(千円)	
				当初予算額	担当課
34	⑦ スクールカウンセラー等活用事業	(再掲)	(再掲)	(再掲)	幼小中教育課
35	⑧ 私立学校におけるスクールカウンセラー設置(配置)に対する支援	(再掲)	(再掲)	(再掲)	子ども若者政策・私学振興課

令和5年度滋賀県犯罪被害者等支援推進計画関連施策

1 平穏な生活への復帰支援

(1) 総合的支援体制の整備と情報提供・相談体制の充実

No.	施策(事業)名	施策(事業)の概要	令和5年度実績・成果	(千円)	
				当初予算額	担当課
				R5	
36	㊟ 民生委員・児童委員に対する研修	<p>①民生委員・児童委員研修を実施する。</p> <p>②県民生委員児童委員協議会連合会が行う民生委員・児童委員人権研修、支部研修にかかる経費に対する補助を行う。</p>	<p>①新任民生委員・児童委員研修【集合研修+動画配信+DVD配布と貸出】 開催日 令和5年9月7日(木)(午前・午後の2回) 計901名 動画配信 令和5年10月25日(水)～令和6年1月31日(水) 再生回数 606回 内 容 「"地域のつむぎ役"となろう！」</p> <p>②民生委員・児童委員指導者(会長)研修【集合研修】 開催日 令和6年1月12日(金) 内 容 「推薦方法の工夫」 「なり手不足検討委員会の取組について」 「ICT活用に向けて」</p> <p>③主任児童委員研修【集合研修】 開催日 令和6年2月29日(木) 内 容 「地域の方々との関わりを大事にしながらの活動」 「学校との関わりについて」 「主任児童委員への期待・寄せる想い」</p> <p>④人権研修【集合研修+動画配信+DVD貸出】 開催日 令和5年7月4日(木) 内 容 「LGBTの基礎知識・性の多様性を考える」 ～違いを受け入れられる社会・みんなに優しい社会～ 動画配信 令和5年8月15日(火)～令和5年11月15日(水) 337回 ・支部人権研修 14支部</p>	30,125	健康福祉政策課

令和5年度滋賀県犯罪被害者等支援推進計画関連施策

1 平穏な生活への復帰支援

(1) 総合的支援体制の整備と情報提供・相談体制の充実

No.	施策(事業)名	施策(事業)の概要	令和5年度実績・成果	(千円)	
				当初予算額	担当課
37	⑩ 交通事故相談員支援事業	中央研修会・ブロック別連絡会への参加 内閣府主催の相談員のための事例研修・相談会に毎年参加し、相談員の資質向上を推進する。	相談員が研修会に参加 ・交通事故相談員中央研修会(初任者コース) 令和5年5月23日～5月26日 オンライン受講 ・交通事故相談員総合支援研修会 令和5年10月31日 大阪市中央区 エルおおさかにて受講	R5 66	道路保全課
38	⑪ 心的外傷後ストレス障害(PTSD)に対応できる関係従事者の養成	国が主催するPTSDの相談支援に対応できる関係従事者の研修会の受講推奨の実施。	県立精神保健福祉センター、各保健所に研修会の受講を推奨した。 (犯罪被害関連、PTSD関連等の研修を受講)	0	障害福祉課

令和5年度滋賀県犯罪被害者等支援推進計画関連施策

1 平穏な生活への復帰支援

(2) 深刻な犯罪被害からの回復支援

No.	施策(事業)名	施策(事業)の概要	令和5年度実績・成果	(千円)	
				当初予算額	担当課
ア 心身に受けた影響からの回復支援					
39	① インターネット上の誹謗中傷等に関する相談支援	「犯罪被害者支援総合窓口」において法的支援や精神的サポートも含めた相談支援を実施する。	総合窓口を公益社団法人おうみ犯罪被害者支援センターに委託し、一人ひとりの事情に寄り添った相談支援を行った。	0	県民活動生活課
40	② 精神保健福祉センター、各保健所における相談対応	県立精神保健福祉センターにおいて、随時犯罪被害者等への支援を実施する。また、県内の各保健所においても、必要に応じて精神保健福祉センターと連携しながら対応する。	相談実績(一般精神保健福祉相談) ・県立精神保健福祉センター:3,465件 (うち犯罪被害者に関する相談:2件) ・全保健所:14,385件 (うち犯罪被害者に関する相談:0件)	0	障害福祉課
41	③ 心的外傷後ストレス障害(PTSD)に対応できる関係従事者の養成	(再掲)	(再掲)	(再掲)	障害福祉課
42	④ 捜査段階におけるカウンセリング体制の整備	・対象者は、犯罪や交通事故による被害を受けた者、およびその家族または遺族。被害者カウンセラーおよび警察本部長が委嘱した、精神科医等の医師、臨床心理士、その他カウンセリングできる専門家によるカウンセリングを実施する。 ・被害直後の危機介入として、被害者カウンセラーによる心的外傷の軽減を図るため、精神的な援助を行う。	・カウンセリング実績:146回	72	警察県民センター
43	⑤ 性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖(SATOCO)による総合的ケア	(再掲)	(再掲)	(再掲)	県民活動生活課、警察県民センター、捜査第一課
44	⑥ 警察における専門職員等による被害少年への継続的支援	臨床心理士等によるカウンセリングの実施、関係者等への助言等の継続支援を実施する。	令和5年度支援状況 ・継続補導 85人 ・継続支援 4人 ・継続支援活動 35回(社会参加、貢献活動)	830	少年課

令和5年度滋賀県犯罪被害者等支援推進計画関連施策

1 平穏な生活への復帰支援

(2) 深刻な犯罪被害からの回復支援

No.	施策(事業)名	施策(事業)の概要	令和5年度実績・成果	(千円)	
				当初予算額	担当課
				R5	
45	⑦ スクールカウンセラー等活用事業	(再掲)	(再掲)	(再掲)	幼小中教育課
46	⑧ 私立学校におけるスクールカウンセラー設置(配置)に対する支援	(再掲)	(再掲)	(再掲)	子ども若者政策・私学振興課
47	⑨ 心の教育相談センター等における相談対応	(再掲)	(再掲)	(再掲)	幼小中教育課
イ 犯罪被害者等の安全の確保					
48	① 再被害防止の推進	検察官、行刑施設、地方更生保護委員会、保護観察所等と情報を共有し、防犯指導、警戒等を実施する。 刑務所から出所者情報の提供を受け、出所後被害者保護対策を推進する。	—	0	警察県民センター
			検察官、その他関係機関と情報共有体制は確立していたが情報共有が必要な案件がなかった。 刑務所から対象者の出所者情報提供を受け、保護対策を推進した。	0	刑事企画課

令和5年度滋賀県犯罪被害者等支援推進計画関連施策

1 平穏な生活への復帰支援

(2) 深刻な犯罪被害からの回復支援

No.	施策(事業)名	施策(事業)の概要	令和5年度実績・成果	(千円)	
				当初予算額	担当課
				R5	
49	② 犯罪被害者等に関する情報の保護	適切な警察発表となるよう配慮する。	犯罪被害者等の実名発表、匿名発表について、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮した。	0	総務課(警察)
			—	0	警察県民センター
50	③ 緊急時の通報体制の充実	必要のある犯罪被害者に携帯型緊急通報装置の貸し出しを行う。	4台の携帯型緊急通報装置を常備し貸出を行った。	132	警察県民センター
51	④ 保護を要する子どもや女性の一時保護・施設措置・里親委託の実施	子ども家庭相談センターの一時保護所(子ども・女性のそれぞれ)において、要保護児童および女性の一時保護を行う。また、本人および一時保護所の状況によって一時保護委託施設を利用し、適切な一時保護に努めている。加えて、里親制度の啓発、登録促進、養育相互援助事業を実施し、里親制度の普及と登録者の増加を図るとともに、研修等を実施する。	適切な一時保護により対応を行った。	106,099	子ども家庭支援課

令和5年度滋賀県犯罪被害者等支援推進計画関連施策

1 平穏な生活への復帰支援

(2) 深刻な犯罪被害からの回復支援

No.	施策(事業)名	施策(事業)の概要	令和5年度実績・成果	(千円)	
				当初予算額	担当課
				R5	
52	⑤ 学校・警察連絡制度(学警連携)	児童生徒の問題行動について、目的にしたがってそれぞれの連絡責任者へ連絡し、協議する。	犯罪被害防止に関する啓発文書、注意喚起の文書や案内等でもって私立学校園に周知した。また、学校・警察連絡制度による犯罪被害防止を目的とした「生徒の問題行動月別調査」の報告を毎月求め、私立学校の問題行動の人数・件数を把握した。	0	子ども若者政策・私学振興課
			各学校の連絡責任者名簿を県警少年課に提出するとともに、各学校に対して、連絡制度の趣旨と適切な運用について周知徹底を図った。	0	幼小中教育課
			・学校、警察が児童生徒の問題行動等を認知した場合には、適宜情報を共有するとともに、必要な事案に対しては協議等を実施した ※学校、警察の連絡協議会 63回 開催	0	少年課
53	⑥ 警察における児童虐待事案への適切な対応	関係機関と連携した想定訓練や各種教養を実施する。	・想定訓練(見相参加) 1回開催 ・客観的聴取技法研修 1回開催(2日間、33人参加) ・三児相との連携会議 2か月に1回開催	90	少年課
54	⑦ 児童虐待対応教員の位置付け	平成16年より、小・中学校で、平成19年度より県立学校で児童虐待対応教員を位置づけ、その教員を中心として虐待を受けている子どもを発見しやすい立場にある教員が、該当児童生徒に組織的に対応する。児童虐待対応教員には、研修会や連絡協議会等で、虐待対応の在り方等について指導している。また、子ども家庭相談センターや市町の福祉事務所、要保護児童対策地域協議会との連携強化を図っている。	県内すべての公立小・中・義務教育学校および県立学校に、児童虐待対応教員を位置づけ、校内の組織体制を整え、関係機関との連携強化を図った。	0	幼小中教育課
55	⑧ 私立学校に対する児童虐待通告義務の周知	私立学校関係者など、職務上虐待を受けている子どもを発見しやすい立場にある者が、虐待発見時に適切に対応できるよう、虐待通告、虐待防止について、各私立学校・園への周知、啓発を図る。	私立学校関係者(主に生徒指導担当者)に対して、犯罪被害防止を目的とした「生徒の問題行動月別調査(児童虐待通告件数等)」の報告を求め、各学校の虐待状況を把握するとともに、虐待通告、虐待防止について、関係機関からの通知文書等を、各私立学校・園へ送付し、周知、啓発を図った。	0	子ども若者政策・私学振興課

令和5年度滋賀県犯罪被害者等支援推進計画関連施策

1 平穏な生活への復帰支援

(2) 深刻な犯罪被害からの回復支援

No.	施策(事業)名	施策(事業)の概要	令和5年度実績・成果	(千円)	
				当初予算額	担当課
				R5	
56	⑨ 児童虐待関係研修会の開催	子ども・青少年局と連携した研修会や連絡協議会等において、児童虐待対応教員の役割についての説明、虐待への有効な対応事例や関係機関との連携方法を含めた講演等を行っている。	児童虐待対応教員連絡協議会(6月)	0	幼小中教育課
57	⑩ 暴力団犯罪からの保護対策の推進	公益財団法人滋賀県暴力団追放推進センターと連携した支援活動を実施する。 同センターでは、暴力団員からの不当な行為の相談に応じるほか、被害者に対する見舞金の支給、暴力団を相手取った民事訴訟の費用の貸付等の事業を行っている。 暴力団等からの危害を被るおそれのある者を「保護対象者」に指定し、危害行為の未然防止措置等を実施する。	相談や事件の認知段階から危害を被るおそれのある者を、早期に保護対象者に指定して適切な保護対策を実施し、危害行為を未然に防止して、保護対象者の安全を確保した。 県警および暴追センターにおいて各相談を受理するも、被害者に対する見舞金の支給や暴力団を相手取った民事訴訟の費用貸付け等の実績はなし。	0	組織犯罪対策課
58	⑪ 暴力団犯罪による被害の回復の支援	暴力団犯罪の被害者については、警察において滋賀県暴力団追放運動推進センターや滋賀弁護士会民事介入暴力対策委員会等とともに連携しつつ、暴力団犯罪による被害の回復を支援する。	暴力団犯罪からの支援活動にかかる相談対応を適切に行い、保護対策等を的確に実施している。 県警では、これまでと同様に暴追センターや滋賀弁護士会民事介入暴力対策委員会と緊密な連携を取り、暴力団犯罪による被害回復支援にかかる情報の共有や連携を図っている。	0	組織犯罪対策課
ウ 平穏な生活への復帰に向けた支援					
(ア)居住の安定確保					
59	① 県営住宅優先入居制度	対象者：犯罪被害者基本法第2条第2項に規定する犯罪被害者等で当該犯罪等により現に住宅に困窮していることが明らかであると知事が認める者 ※優先入居(倍率優遇) 申込件数が募集戸数を上回り、公開抽選となった場合、普通は1つのみだが、特定の場合に抽選番号を2つ得ることができる。	犯罪被害を受けた方の申し込みなし	0	住宅課

令和5年度滋賀県犯罪被害者等支援推進計画関連施策

1 平穏な生活への復帰支援

(2) 深刻な犯罪被害からの回復支援

No.	施策(事業)名	施策(事業)の概要	令和5年度実績・成果	(千円)	
				当初予算額	担当課
				R5	
60	② 県営住宅目的外使用許可制度	<p>知事は、次の要件に該当する犯罪被害者等から入居の申請があった場合、県営住宅の本来の入居対象者の入居を阻害せず、県営住宅の適切かつ合理的な管理に支障のない範囲で、犯罪被害者等に県営住宅の目的外使用を許可することができる。</p> <p>(1)犯罪により従前の住宅に居住することが困難となったことが明らかである者で、犯罪により収入が減少し生計維持が困難になった者、または現在居住している住宅またはその付近において犯罪等が行われたために当該住宅に居住し続けることが困難になった者。</p> <p>(2)公営住宅の入居資格のうち、公営住宅法第23条第3号に規定する住宅困窮要件を満たす者であること。なお、同条第1号に規定する同居親族要件および同条第2号に規定する収入要件を満たす者については、公募による入居を待つことのできない緊急に迫られる事情がある者に限られること。</p> <p>使用許可期間：1年以内</p>	実績なし	0	住宅課
61	③ 婦人保護施設における支援の充実	<p>婦人保護施設等においては、生活指導・職業指導等を行い、退所後に自立した生活ができるよう支援している。</p>	<p>女性自立支援施設等においては、生活指導・職業指導等を行い、退所後に自立した生活ができるよう支援した。</p>	20,007	子ども家庭支援課
62	④ 生活困窮者自立支援事業	<p>生活困窮者自立支援法に基づき、郡部における離職等により住居を喪失またはそのおそれのある人々に住居確保給付金を支給する。</p>	<p>東近江健康福祉事務所 当初支給決定0件 66,600円(昨年度からの支払い分) 湖東健康福祉事務所 当初支給1件 28,200円</p>	4,797	健康福祉政策課
63	⑤ 一時避難場所借上経費に係る公費負担	<p>犯行行為により、自宅が破壊・汚損されるなど物理的に居住することが困難となった場合など、犯罪被害者等の一時避難場所を確保することが必要な場合の宿泊施設の使用料を公費負担するもの。(平成22年度から実施)</p>	実績：2件	39	警察県民センター

令和5年度滋賀県犯罪被害者等支援推進計画関連施策

1 平穏な生活への復帰支援

(2) 深刻な犯罪被害からの回復支援

No.	施策(事業)名	施策(事業)の概要	令和5年度実績・成果	(千円)	
				当初予算額	担当課
				R5	
(イ)経済的負担の軽減					
64	① 犯罪被害給付制度	<p>○犯罪被害給付制度</p> <p>・対象となる犯罪 日本国内または日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命または身体を害する罪に当たる行為による死亡、重傷病、または障害。</p> <p>・給付金の種類</p> <p>①遺族給付金。亡くなられた被害者の第一順位の遺族に支給。</p> <p>②重傷病給付金(上限額120万円)。犯罪行為によって重傷病を負った被害者本人に支給。負傷、疾病等から3年間における保険診療による医療費の自己負担分と休業損害を考慮した額を合算した額を支給。</p> <p>③障害給付金(犯罪被害者の収入と残った障害の程度に応じて算出した額)。障害が残った被害者本人に支給。</p>	申請件数:4件 裁定件数:4件	0	警察県民センター
65	② 司法解剖後の遺体搬送経費に係る公費負担	司法解剖後の遺体を滋賀医科大学社会医学講座法医学部門剖検室(解剖室)または警察署から、被害者宅または遺族等が希望する滋賀県内の場所までの間等の搬送経費を公費負担する。	実績:2件	30	警察県民センター
66	③ ハウスクリーニング費用に係る公費負担	滋賀県内における自宅、実家等が犯罪現場となり、その犯罪被害により、血痕、吐しゃ物、排泄物、異臭等の除去等の清掃が必要な場合で、かつ継続的に犯罪被害者等がその場所で居住する時の清掃作業費用を公費負担するもの(平成28年度から実施)	実績なし	55	警察県民センター
67	④ 国外犯罪弔慰金等支給制度	<p>・国外犯罪被害者 国外犯罪行為により死亡し、または障害(障害等級1級相当)が残った日本国籍を有する者(日本国外の永住者を除く)</p> <p>・支給額 死亡した場合200万円、障害が残った場合100万円</p> <p>・支給手続 県公安委員会に申請し(日本国内に住所を有しない者は領事館経由可)、裁定を受ける。 外務大臣は国外犯罪被害等に関する情報を得た時は、県公安委員会に対し、把握した情報をできる限り速やかに提供する。</p>	実績なし	0	警察県民センター

令和5年度滋賀県犯罪被害者等支援推進計画関連施策

1 平穏な生活への復帰支援

(2) 深刻な犯罪被害からの回復支援

No.	施策(事業)名	施策(事業)の概要	令和5年度実績・成果	(千円)	
				当初予算額	担当課
				R5	
68	⑤ 犯罪被害者見舞金制度	犯罪行為により、不慮の死を遂げた者の遺族または障害を受けた者に対し、見舞金を支給する。 (1)遺族見舞金 30万円 (2)傷害見舞金 10万円 全19市町で制度化	実績:5市町(計50万円)	1,701	各市町
69	⑥ 性犯罪被害者の初診料等に係る公費負担	性犯罪被害者に対して、初診料、検査等費用、再診料、緊急避妊措置料、人工妊娠中絶費用、診断書経費を公費負担する。(予算は身体犯罪に係る診断書経費、初診料を含む。)	初診料、検査等費用、再診料、緊急避妊措置料、人工妊娠中絶費用、診断書経費を計126件支出した。	1,093	警察県民センター
70	⑦ 交通事故相談所における損害賠償の請求等についての支援	大津本所と彦根分室で相談員(3名)が交通事故相談に応じる。 ◆県立交通事故相談所大津本所 面接・電話相談 077-528-3425 月～金曜日(土・日・祝日・年末年始を除く) 9:00-12:00 13:00-16:00 ◆県立交通事故相談所彦根分室 面接相談 火・木曜日(土・日・祝日・年末年始を除く) 9:00-12:00 13:00-16:00 電話相談 0749-27-2230 月～金曜日(土・日・祝日・年末年始を除く) 9:00-12:00 13:00-16:00 ※文書相談も可能 ※巡回相談については、各相談所に電話予約をする。	交通事故相談件数 1(1)①交通事故相談所における相談と同じ	0	道路保全課
(ウ)雇用の安定確保					
71	① 就労支援	近江八幡と草津駅前に設置したマザーズジョブステーションおよび長浜市での出張相談(週1回)において、以下の就労支援を行う。 ・個別相談やアドバイス ・仕事と子育ての両立のための保育等の情報の提供 ・託児の実施 ・求人情報の提供や職業紹介	-	0	労働雇用政策課
			再就職を希望する女性等を対象とし、就労相談やセミナーの開催、無料託児の実施、求人情報の提供等を行った。相談件数5,285件、就職件数899件。	54,345	女性活躍推進課

令和5年度滋賀県犯罪被害者等支援推進計画関連施策

1 平穏な生活への復帰支援

(2) 深刻な犯罪被害からの回復支援

No.	施策(事業)名	施策(事業)の概要	令和5年度実績・成果	(千円)	
				当初予算額	担当課
				R5	
72	② 生活困窮者自立支援事業	(再掲)	(再掲)	(再掲)	健康福祉政策課
73	③ 個別的労使紛争のあっせん	労働者個人と使用者との間で発生した労働条件等に関するトラブルを労働問題に関して経験豊かなあっせん員(労働委員会の公益委員、労働者委員、使用者委員各1名)が労使双方の意見を聞き、助言を行い、話し合いにより解決できるよう支援を行う。	個別的労使紛争のあっせん 2件	1,928	労働委員会事務局
(工)保健・医療・福祉等					
74	① 滋賀県救急医療情報システムの運営	医療機関の診療の可否や基本的な情報を当該システムを通じて県民へ提供することで、適切な医療機関の選択に資する。	救急医療情報システム「医療ネット滋賀」にて、医療機関の診療情報を掲載した。(R6.4.1からは掲載システムが全国統一システム「医療情報ネット」に移行することから、R6.1.1時点で全医療機関に対して情報更新を依頼済)	45,896	医療政策課
75	② 高次脳機能障害者への支援の充実	高次脳機能障害支援センターの設置 高次脳機能障害およびその家族、関係者からの医療、生活、就労、就学など多種多様な相談に対して、総合的に対応できるセンターを設置する。	高次脳機能障害支援センター 相談延件数:4,307件	12,663	障害福祉課
76	③ 医療機関・保険者における個人情報の適正な取扱いの周知徹底	平成17年12月厚生労働省より通知のあった「医療機関等における個人情報の適切な取扱いについて」を各団体を通じて医療機関等に周知している。	全ての病院に対して医療監視を実施するなど厚生労働省の通知を基に医療機関に対して指導を行った。	0	医療政策課

令和5年度滋賀県犯罪被害者等支援推進計画関連施策

2 犯罪被害者等を支える社会の形成

(1) 犯罪被害者等についての県民理解の促進

No.	施策(事業)名	施策(事業)の概要	令和5年度実績・成果	(千円)	
				当初予算額	担当課
				R5	
77	① 「犯罪被害者週間」にあわせた広報・啓発	犯罪被害者週間等にあわせて、犯罪被害者等の置かれた状況や、犯罪被害者等の名誉や生活の平穏を脅かす二次的被害への配慮の重要性等について県民の理解を深めることを目的に啓発等を実施する。	・ショッピングセンター等において、県警、市町、支援団体と連携した啓発活動を実施 ・公共施設等に対するポスター掲示 ・知事メッセージの店内放送 ・パネル展	0	県民活動生活課
			・ショッピングセンター等において、県、市町、支援団体と連携した啓発活動を実施 ・公共施設等に対するポスター掲示 ・警察署電光掲示板による広報	0	警察県民センター
78	② 社会全体で犯罪被害者等を支える取組の推進	・中学校・高校における「命の大切さを学ぶ教室」等の開催 ・大学・専門学校、犯罪被害者等支援推進協議会、同研修会等各種会合等の場における犯罪被害者等の講演等の実施	高等学校で公益社団法人おうみ犯罪被害者支援センターの相談員による性暴力の予防啓発を目的とした出前講座を実施。(5校)	340	県民活動生活課
			中学校3校、高等学校1校に対して「命の大切さを学ぶ教室」を開催した。	62	警察県民センター
79	③ 民間被害者支援団体等の広報	公益社団法人おうみ犯罪被害者支援センターの活動(電話相談等)をホームページ等で紹介、広報する。	犯罪被害者週間での街頭啓発や周知物品の配布等を実施。	0	県民活動生活課
			滋賀県警察ホームページで紹介し、周知を図った。	0	警察県民センター

令和5年度滋賀県犯罪被害者等支援推進計画関連施策

2 犯罪被害者等を支える社会の形成

(1) 犯罪被害者等についての県民理解の促進

No.	施策(事業)名	施策(事業)の概要	令和5年度実績・成果	(千円)	
				当初予算額	担当課
				R5	
80	④ 人権啓発活動の推進	<p>県民の人権尊重意識の高揚を図るため、様々な媒体を活用した啓発広報や啓発資料の作成・配布等の人権啓発事業を総合的かつ効果的に推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メディアミックス啓発事業(テレビ、新聞、ポスター、啓発物品等による啓発の実施) ・広報誌「ふれあいプラスワン」の発行 ・「じんけんミニフェスタ」の開催 ・インターネット人権啓発事業 ・ラジオ番組「ジンケンダーラジオ」の制作・放送 ・人権啓発活動ネットワーク協議会事業(滋賀レイクスターズの協力による人権啓発活動の実施) ・若年層向け人権啓発講義 等 	<p>ジンケンダーラジオで犯罪被害者の人権について放送。</p>	0	県民活動生活課
			<p>犯罪被害者週間にあわせて犯罪被害者支援に関するラジオ番組(ジンケンダーラジオ)を放送した。</p> <p>※人権施策推進課では、さまざまな人権について考えていただくきっかけとなるよう「ジンケンダーラジオ」を毎週火曜日にe-radioにて放送しています。</p>	47,854	人権施策推進課
81	⑤ デートDVIに対する理解の促進	<p>若年層を対象に、デートDV防止のための啓発冊子を配布し、デートDVに対する正しい理解を促すとともに、相談窓口の周知を図る。</p> <p>教職員・市町担当職員等を対象に、デートDV防止啓発セミナーを開催する。</p>	<p>・教職員・市町担当職員等を対象としたデートDV防止啓発セミナーの開催 8月1日(火) 20名</p> <p>・中・高校生を対象とした「デートDV防止啓発セミナー」で中学校・高等学校・特別支援学校へ講師を派遣し、デートDV防止啓発セミナーを実施 計5校 679名</p>	276	女性活躍推進課
82	⑥ 「女性に対する暴力をなくす運動」にあわせた啓発事業	<p>運動期間にあわせて、ポスター掲示、横断幕設置、男女共同参画センターにおける特集図書コーナーの設置等の啓発活動を行う。あわせて、市町にも同様の取り組みを呼びかける。</p>	<p>・運動期間に合わせてポスター掲示、横断幕設置、共通事務端末ログオン画面への掲載を行った。</p>	61	女性活躍推進課
83	⑦ 「若年層の性暴力被害予防月間」にあわせた啓発事業	<p>若年層の性暴力被害予防月間(4/1～4/30)にあわせて、ポスター掲示等の啓発活動を行うとともに、市町にも同様の取組を呼びかける。</p>	<p>・月間に合わせたポスターの掲示や共通事務端末ログオン画面への掲載を行った。</p>	0	女性活躍推進課

令和5年度滋賀県犯罪被害者等支援推進計画関連施策

2 犯罪被害者等を支える社会の形成

(1) 犯罪被害者等についての県民理解の促進

No.	施策(事業)名	施策(事業)の概要	令和5年度実績・成果	(千円)	
				当初予算額	担当課
				R5	
84	⑧ 学校における性犯罪・性暴力に対する教育の一層の充実	学校において、犯罪被害者等の人権問題も含めた人権教育を推進するとともに生命の尊さや大切さを学ぶ教育を推進する。また、外部講師や公益社団法人おうみ犯罪被害者支援センター、性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖(SATOCO)と連携して、性犯罪・性暴力に対して子どもの発達段階に配慮した教育を充実させる。	高等学校で公益社団法人おうみ犯罪被害者支援センターの方による性暴力の予防啓発を目的とした出前講座を実施。(5校)	340	県民活動生活課
			性暴力等被害者支援のための研修について、各校へ周知した。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、様々な悩みや課題を抱える児童生徒への相談体制の充実を図った。	0	幼小中教育課
			各種研修会、市町教育委員会訪問、学校訪問において、「人権教育推進プラン」の具現化を図るよう、指導・助言等を行った。	0	人権教育課
			R5年度学校における「性に関する指導」指導者研修会にて、「性犯罪・性暴力被害について」～「SATOCO」と「にんしんSOS」との連携～と題した研修動画をもとに学校関係者を対象とした研修を実施した。	224	保健体育課
			令和5年度人権教育推進会議を開催し、人権教育推進に向けて、昨今の話題にもなっている「多様なセクシュアリティ『性』とは何だ」をテーマに、私立各校園から1名以上の参加を依頼し、誰もが楽しく安全に学べる学校園をめざして、人権問題の現状を学び、教職員の意識向上の機会とした。	0	子ども若者政策・私学振興課
85	⑨ 人権教育指導研修事業	人権教育啓発冊子「波紋」を作成し、関係機関に配付する。また、人権に関する視聴覚教材を購入し、市町や企業・各団体へ貸出しを行う。	人権教育啓発冊子「波紋」を発刊し、620部配付した。「しが生涯学習スクエア」での人権に関する視聴覚教材の購入と貸出しを行った。(貸出実績:91件)	198	生涯学習課

令和5年度滋賀県犯罪被害者等支援推進計画関連施策

2 犯罪被害者等を支える社会の形成

(1) 犯罪被害者等についての県民理解の促進

No.	施策(事業)名	施策(事業)の概要	令和5年度実績・成果	(千円)	
				当初予算額	担当課
				R5	
86	⑩ 「なくそう犯罪」滋賀の取組	「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり条例に基づき、安全・安心な滋賀の実現のために、自助共助による犯罪抑止の取組や自主防犯活動等、各機関が一体となって県民総ぐるみ運動を展開する。	市町担当者会議(5月)、県民大会(10月)、実践県民会議総会(2月)、地域連絡協議会(5地域)を開催。 ・広報啓発活動: ゆる3プロジェクト防犯キャンペーン、知事の音声啓発メッセージの放送、テレビ・ラジオに加え機関誌やSNSなどを活用して啓発。 ・重点犯罪対策: 特殊詐欺・住宅侵入窃盗・子ども女性対象犯罪に重点を置き、広報啓発活動や情報共有を実施。	533	県民活動生活課
			県民、自治体、事業者などと連携して各種啓発活動や情報発信活動を実施し、犯罪の抑止・体感治安の向上に努めた。令和5年刑法犯認知件数:7771件(+941件、+13.8%)	0	生活安全企画課
87	⑪ 犯罪発生状況等の情報提供	「身近な犯罪」である路上強盗、ひったくり、住居侵入盗、車上ねらい、部品ねらい、オートバイ盗、自転車盗の7罪種による発生状況と不審者等情報を示した「犯罪発生マップ」を滋賀県警察のホームページに掲載し、情報を提供する。	犯罪発生状況や不審者情報等について県民に広く迅速に伝わるようタイムリーな情報提供を実施した。	4,106	生活安全企画課
88	⑫ 高齢者を特殊詐欺の犯罪から守る啓発事業	民生委員へ特殊詐欺発生状況を提供し、流行りの手口を周知することで同様の被害が発生するのを防止する。防犯アドバイザーによる出前講座を実施する。	民生委員へ特殊詐欺発生状況を提供(毎月)防犯アドバイザーによる出前講座の実施 ゆる3防犯キャンペーンによる街頭啓発活動の実施	0	県民活動生活課

令和5年度滋賀県犯罪被害者等支援推進計画関連施策

2 犯罪被害者等を支える社会の形成

(1) 犯罪被害者等についての県民理解の促進

No.	施策(事業)名	施策(事業)の概要	令和5年度実績・成果	(千円)	
				当初予算額	担当課
				R5	
89	⑬ 交通安全対策の推進	滋賀県交通対策協議会が主唱となり、関係機関・団体の参画のもと、交通事故を防止し安全で安心な湖国滋賀を表現させるため、交通安全県民総ぐるみ運動を展開している。 (1)年間を通じて実施する運動 横断歩道利用者ファースト運動、近江路交通マナーアップ運動、高齢者「三方よし」運動、前照灯早め点灯運動 (2)期間を定めて実施する運動 春の全国交通安全運動、夏の交通安全県民運動、秋の全国交通安全運動、年末の交通安全県民運動、新入学(園)児と高齢者の交通事故防止運動 (3)交通安全強調日 交通安全啓発日〔毎月1日〕、自転車安全利用日〔毎月1日〕、近畿交通安全日〔毎月15日〕、高齢者交通安全の日〔毎月15日〕、シートベルト・チャイルドシート着用啓発日〔毎月20日〕、横断歩道利用者ファースト運動啓発日〔毎月25日〕、近江路交通マナーアップ運動啓発日(5月・10月は県下一斉街頭啓発日)〔毎月25日〕、ノーマイカーデー〔毎週金曜日〕、飲酒運転根絶啓発日〔毎月第4金曜日〕、飲酒運転について考える日〔毎月第4金曜日〕、自転車安全利用月間〔5月(1か月間)〕、交通事故死ゼロを目指す日(5月20日、9月30日)	各交通安全運動、交通安全対策の取組を実施計画に基づいて実施した。	3,792	道路保全課
			滋賀県交通対策協議会において策定した令和5年度滋賀県交通安全県民総ぐるみ運動実施要綱に基づき、各期の交通安全運動、各交通安全対策を実施した。 令和5年中の交通事故発生状況(人身事故) 発生件数 2,767件(前年比 -95件) 死者数 43人(前年比 +5人) 負傷者数 3,375人(前年比 -224人)		
90	⑭ 交通事故の実態に関するデータの公表	交通事故の被害者等の現状や交通事故の惨状等について県民の理解の増進を図る。	チラシ、広報紙、SNS、インターネット等の各種媒体を活用し、交通事故発生状況、統計等について公表した。	0	交通企画課

令和5年度滋賀県犯罪被害者等支援推進計画関連施策

2 犯罪被害者等を支える社会の形成

(2) 民間被害者支援団体との連携強化と支援

No.	施策(事業)名	施策(事業)の概要	令和5年度実績・成果	(千円)	
				当初予算額	担当課
				R5	
91	① 民間被害者支援団体との連携強化と支援	公益社団法人おうみ犯罪被害者支援センターに対し、県の犯罪被害者総合窓口やコーディネーター、県警察の犯罪被害者サポートテレホン相談業務等を委託して実施するとともに、犯罪被害者等支援について連携して取り組む。また、相談支援に携わる人材の育成や財政基盤強化に向けた取組について支援を行う。	犯罪被害者総合窓口を設置し、警察や関係機関との連携の下、被害直後から適切な情報提供や電話相談、付添支援などを行った。また、コーディネーターを設置し、よりきめ細やかな支援ができる体制にしている。 総合窓口 相談支援件数 1,821件 コーディネーター 計画策定件数 75件	8,511	県民活動生活課
			公益社団法人おうみ犯罪被害者支援センターに犯罪被害者サポートテレホン相談業務等を委託し、犯罪被害者等からの電話相談や情報提供、付添支援等について連携を図った。 ・相談件数 1,000件 ・直接支援件数 128件	2,355	警察県民センター
92	② 犯罪被害者等支援推進協議会における連携	犯罪被害者等支援にかかる機関・団体等で構成する滋賀県犯罪被害者等支援推進協議会の構成員相互の連携強化を図り、総合的な犯罪被害者等支援に取り組む。	実務担当者会議を11/6にSATOCO設立10周年記念イベントと兼ねて開催。	0	県民活動生活課
			協議会の複数の構成員に関わる被害者支援活動について、構成員相互が緊密に連携した。	15	警察県民センター
93	③ 市町と民間被害者支援団体との連携強化	(再掲)	(再掲)	(再掲)	県民活動生活課
94	④ 学校における性犯罪・性暴力に対する教育の一層の充実	(再掲)	(再掲)	(再掲)	県民活動生活課、幼小中教育課、人権教育課、保健体育課、子ども若者政策・私学振興課

令和5年度滋賀県犯罪被害者等支援推進計画関連施策

2 犯罪被害者等を支える社会の形成

(2) 民間被害者支援団体との連携強化と支援

No.	施策(事業)名	施策(事業)の概要	令和5年度実績・成果	(千円)	
				当初予算額	担当課
				R5	
95	⑤ 支援従事者の二次受傷対策	犯罪被害者等支援従事者に対して臨床心理士によるカウンセリングや事例検討会を実施する。	一般社団法人滋賀県公認心理師会へ委託。 カウンセリング実績 81時間	544	県民活動生活課
96	⑥ 全国被害者支援ネットワークに対する協力	全国被害者支援フォーラムの研修会への参加等、犯罪被害者等が居住する地域によって支援内容に大きな差が生じないよう、全国被害者支援ネットワークの運営、活動に協力する。	犯罪被害者週間「中央イベント」へYouTube配信視聴により参加した。	0	警察県民センター